

中運交企第108号
中運交環第229号
中運観企第80号
中運自貨第356号
令和5年11月15日

各県知事 殿
各市町村長 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和5年度補正予算(第1号)案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の活用による公共交通・物流・観光事業者支援に関するご協力をお願い

平素より運輸行政の推進に向けた取組にご尽力いただき、御礼申し上げます。

また、貴自治体におかれましては、昨今のエネルギー価格を始めとする物価高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況にある交通・物流・観光事業者に対して、これまで様々な支援策を講じて頂き、改めて感謝申し上げます。

さて、この度、令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の实情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する」旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年11月10日に閣議決定された令和5年度補正予算(第1号)案において、重点支援地方交付金(推奨事業メニュー)が5,000億円追加計上されました。

推奨事業メニューについては、令和5年3月と同様、前回同様8つの支援メニューが提示され、「⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援」に関しましては、新たに「物流」が明記され、「⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」についても、引き続き対象となっているところです。なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、今回は、新型コロナウイルス感染症との関連は要件とされません。

つきましては、交通・物流・観光事業者を支援するため、人手不足対策、資金繰り支援、旅行需要喚起といった事業者の経営改善に資する支援等について、年内の予算化に向けて速やかにご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

中部運輸局としましても今後とも管内自治体との連携をより深めさせていただき、この苦境を乗り越えて参りたいと考えておりますので、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

<参考>内閣府地方創生推進室 送付資料

- ・事務連絡 令和5年11月10日付事務連絡「令和5年度補正予算(第1号)案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」
- ・別添1 重点支援地方交付金の追加
- ・別添2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱案<暫定版>

事務連絡
令和5年11月10日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和5年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

重点支援地方交付金については、「重点支援地方交付金」の追加について」（令和5年11月2日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和5年11月2日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日閣議決定された令和5年度補正予算（第1号）案において、1兆5,592億円（低所得世帯支援枠：1兆0,592億円、推奨事業メニュー分：5,000億円）が追加計上されました。

今般の措置の概要は別添1のとおりです。また、重点支援地方交付金に関する現時点の暫定的な取扱いについて、下記のとおり整理しました。このほか、今般の措置を踏まえた重点支援地方交付金の暫定の制度要綱案は別添2のとおりです。なお、これらは、今後の国会で予算が成立することが前提となりますが、地方公共団体における年内の予算化に向けた検討を進めていただくため、お示しするものです。正式な制度要綱や交付限度額、手続き等については後日改めて通知します。

地方公共団体におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、年内の予算化に向けた検討を引き続き進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 「重点支援地方交付金」の取扱いについて

これまで、「重点支援地方交付金」については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援してきたところで

本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」については、今回追加する分から交付金の名称を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とし、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないこととします。なお、従来の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」との連続性を考慮し、事業対象等の制度の内容については、特段の変更はしない予定です。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」（令和5年3月29日付け事務連絡。以下「前回事務連絡」という。）から特段の変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能です。）ただし、重点支援地方交付金の予算のうち低所得世帯向けの支援として令和5年度補正予算（第1号）案に追加計上された1兆0,592億円については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されており、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意してください。

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLP ガス使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑤については、医療機関における病院給食の委託単価が、一食当たり公定価格を20円程度上回る現状であることに鑑み、各施設が業者に委託する場合等の食料品に係る費用に対する支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和5年度実施計画に記載可能な事業は、以下

のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、重点支援地方交付金の予算のうち令和5年度補正予算（第1号）案に追加計上された1兆0,592億円については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

【低所得世帯に対する支援】

物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。

なお、今般の経済対策において所得税・個人住民税の定額減税等の実施が盛り込まれたことや、当該定額減税については扶養家族の人数に応じた支援が検討されていること等を踏まえ、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への支援の算定対象となる住民税非課税世帯について、国が指定する基準日（本年11月～12月中を目途）に住民登録のある世帯とし、被扶養者のみの世帯を含まないこととする方向で検討しておりますのでご注意ください。

2) 重点支援地方交付金に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、前回事務連絡から特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

- ① 職員の人件費
地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）
- ② 用地費
用地の取得費
- ③ 貸付金・保証金
貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）
- ④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの
物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用
- ⑤ 基金
基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
 - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- ③ 令和5年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和10年度末*まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末*までに廃止するものであること
 - * 令和5年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

※下線部分は前回事務連絡からの追加変更箇所

<関係資料一覧>

- 別添1 重点支援地方交付金の追加
- 別添2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱案<暫定版>

以上

【問合せ先】内閣府地方創生推進室
埴・永持・平田・仙田・後藤・野口・黒沼・
矢野・齋藤・窪田
直通:03-5501-1752
e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

追加額1. 6兆円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(1. 1兆円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円(今夏以来の3万円の支援と合計で10万円)。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- (注) 住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(0. 5兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p> <p>※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。</p>	<p>⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高压で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援</p> <p>※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>③ 消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援</p>	<p>⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>特別高压での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の買上げ環境の整備などの支援</p>
<p>④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p> <p>家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p> <p>地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると思われるものについては、実施計画に記載して申請可能。
 ※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱案〈暫定版〉

第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる「物価高から国民生活を守る」の事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む）（以下「地方公共団体」という。）とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業又は令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙〇により算定される額とする。

- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果をインターネット等の利用により公表するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

地方創生臨時交付金の活用事例(R4予備費:重点交付金分等 10.2ㄨ分)



北海道帯広市	宮城県気仙沼市	茨城県水戸市	新潟県長岡市	愛知県
<p>帯広市地域公共交通担い手確保支援事業</p> <p>約2,450万円</p> <p>公共交通事業者の運転者確保及び運転者の就労継続に向けた取組等を支援</p> <p>■対象者 ・乗合バス事業者 ・タクシー事業者 ・個人</p> <p>■補助内容 ・運転者募集を目的とした求人広告等の経費の1/2以内 ・従業員の二種免許取得にかかる費用負担軽減策の経費の1/2以内 ・就労継続を目的として運転者に支給した手当金相当額</p>	<p>原油高騰対策に係る運送事業者支援金</p> <p>1,860万円</p> <p>市内の運送事業者等に対し、事業用車両の運行に要した燃料の購入費用の一部を支援</p> <p>■対象事業者 市内に本店又は営業所を有する運送事業者 ①トラック運送事業者 ②バス事業者 ③タクシー事業者 ④運転代行事業者</p> <p>■補助内容 購入した燃料(軽油、ガソリン、LPガス等)1ㄗ当たり3円 ※令和3年10月～令和4年3月のうち、いずれか3か月間に購入した燃料が対象</p>	<p>貸切バス利用促進支援</p> <p>500万円</p> <p>市民に元気と活力を与え、地域経済の回復、活性化につなげるため、割引価格で市民対象の貸切バスツアーを実施する事業者を支援する。</p> <p>■対象事業者 ・市内に本社または営業所を置く貸切バス事業者であること。 ・市民を対象とした観光を目的とした日帰り(県内)バスツアーであること。 ・「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>■補助額 ・貸切バス1台当たりの借上料の1/2</p>	<p>運送事業者支援金</p> <p>1.23億円</p> <p>市民の生活やあらゆる産業を支える貨物運送事業の営業継続を支援。</p> <p>■対象事業者 市内に本社・支店・営業所等を有する一般貨物自動車運送事業者</p> <p>■補助内容 市内に配置登録のある営業用車両1台当たり5万円 ※1事業者当たり上限100万円</p>	<p>鉄軌道事業者燃油価格高騰対策支援金</p> <p>約7,680万円</p> <p>鉄軌道事業者に対し、2022年10月～2023年3月までの電気料金上昇分相当額を支援。</p> <p>■対象事業者 ・愛知環状鉄道(株)、豊橋鉄道(株)、愛知高速交通(株)</p> <p>■補助内容 ・1kWhあたり9.55円</p>

地方創生臨時交付金の活用事例(R4予備費:重点交付金分等 10.2ㄨ分)



兵庫県姫路市	広島県広島市	愛媛県	福岡県大牟田市	沖縄県
<p>地域公共交通の利用促進・需要創出支援事業</p> <p>5.2億円</p> <p>需要が落ち込んでいる地域公共交通事業者に対し、利用促進・拡大に向けた取り組み(キャッシュレス化、子育て・買物支援等)及び事業維持に必要な維持経費(車体・船体検査費、維持補修費等)等に要する費用を支援。</p> <p>■対象事業者・補助内容 ・乗合バス事業者(貸切・貨物を除く) 最大100万円/事業者 ・タクシー事業者(登録台数5両以上の法人) 最大30万円(登録台数2両以上5両未満の法人) 最大10万円 ・定期航路事業者(市内離島完結、貸切・貨物除く) 最大100万円/事業者</p>	<p>原油価格高騰に伴う公共交通事業者等への支援</p> <p>17.3億円</p> <p>原油価格高騰による影響を受け厳しい事業環境にある公共交通事業者等に応援金を支給する実行委員会に対し、その取組に要する経費を補助。</p> <p>■対象事業者 市内に主たる営業所を置くバス、タクシー、トラック、旅客船の事業者等</p> <p>■補助内容 燃料費上昇相当額の1/2</p>	<p>バス・トラック等省エネ対策支援事業</p> <p>約4.3億円</p> <p>将来に向けた県内交通維持のため、事業者が行う省エネ対策を支援</p> <p>■対象者 ・県内路線バス事業者(市町除く) ・タクシー事業者 ・営業用トラック事業者</p> <p>■補助内容 ・EVバス車両価格及び充電設備費用の1/3 ・EV・HVタクシー車両価格及び充電設備費用の1/4～1/3 ・トラックエコタイヤ取得価格の1/2</p>	<p>運送事業者等支援金</p> <p>2,600万円</p> <p>事業継続支援のため、対象車両の台数に応じて給付。</p> <p>■対象事業者 ①貨物自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業 ④自動車運転代行業</p> <p>■補助内容 ①・②対象車両 20千円/台 ③・④対象車両 10千円/台</p>	<p>沖縄県交通事業者人材確保支援事業</p> <p>約2,600万円</p> <p>コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受けている事業者に対して、二種免許取得費用の補助を行い、人材確保を支援</p> <p>■対象者 ・乗合バス・タクシー事業者</p> <p>■補助内容 ・事業者が負担する二種免許取得に係る費用</p>

北海道帯広市	秋田県	新潟県十日町市	愛媛県	鹿児島県知名町
帯広市地域公共交通担 い手確保支援事業 約2,450万円	次世代タクシー導入促 進事業費補助金 4,000万円	ほくほく線運行継続支 援事業 約167万円	バス・トラック等省エ ネ対策支援事業 約4.3億円	バスマップ・ポスター 等更新事業 約22万円
公共交通事業者の運転 者確保及び運転者の就 労継続に向けた取組等 を支援	ユニバーサルデザイン タクシーなど環境性能 が高い車両の導入を支 援	北越急行(株)に対して 電気料金高騰分を県・ 沿線市町で協調支援	将来に向けた県内交通 維持のため、事業者が 行う省エネ対策を支援	沖永良部バス事業団に 対しバスの運行マップ、 一日乗車券及びデマン ド運行の案内ポスター の更新を支援
<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗合バス事業者 タクシー事業者 個人 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転者募集を目的と した求人広告等の経 費の1/2以内 従業員の二種免許取 得にかかる費用負担 軽減策の経費の1/2 以内 就労継続を目的とし て運転者に支給した 手当金相当額 	<p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入費用の2/3 (1 台あたり200万円上 限) 	<p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気料金の価格高騰 影響分の5/6を県が 負担、1/6を沿線市 町が負担 (市町の 負担割合は出資割 合により算出) 	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内路線バス事業者 (市町除く) タクシー事業者 営業用トラック事業 者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> EVバス車両価格及 び充電設備費用の 1/3 EV・HVタクシー車 両価格及び充電設 備費用の1/4~1/3 トラックエコタイヤ 取得価格の1/2 	<p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> デザイン料、印刷費 を知名町が和泊町 と共同で負担

福島県	千葉県南房総市	長野県	広島県広島市	沖縄県
生活路線バスキャッ シュレス決済導入支援 事業 約8.9億円	バスラッピング広告掲 出事業 約390万円	地域鉄道動力費高騰対 策等経営支援事業 約6,150万円	バス・路面電車等の交 通事業者への支援事業 約10.4億円	沖縄県交通事業者人材 確保支援事業 約2,600万円
新型コロナウイルス感染症 や原油・物価価格高騰 により、経営状況が悪 化している乗合いバス 事業者に対して、 キャッシュレス決済 サービスの導入経費等 を支援	新型コロナウイルス感染症 の影響により、観光利 用者の減少が続いてい るため、呼び戻しを図 るために、高速バスに 地元PRのラッピング を行う際の費用を支援	県内地域鉄道事業者に 対して、運行の際に必 要となる運転用動力費 を支援	新型コロナウイルス感染症 の影響により、厳しい 経営状況にあるバス・ 路面電車等の交通事業 者に対して、PASPY による運賃割引に要す る経費を支援	コロナ禍における原 油・物価高騰の影響を 受けている事業者に対 して、二種免許取得費 用の補助を行い、人材 確保を支援
<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に本社又は営業 所を置く路線バス (乗合バス)事業者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規導入→2/3補助 更新→1/3補助 	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京駅や横浜駅及び 市内を発着とする高 速バスを運行する交 通事業者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ラッピング広告宣伝 費 	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内地域鉄道事業者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月~9月の 運行を確保するため に必要な運転用動 力費の補助 <p>特別高圧 4月→7.02円/kWh 5月~8月→5.98円 /kWh 9月→2.99円/kWh</p>	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> バス・路面電車等を 運行する事業者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> PASPYによる運賃 割引に要する経費 の補助 <p>補助率：9/10 期間：R5年4月~ R6年3月</p>	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗合いバス・タク シー事業者 <p>■補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が負担する二 種免許取得に係る 費用

地方創生臨時交付金の主な活用事例(R4予備費分)

北海道網走市	千葉県船橋市	京都府京都市	広島県	愛媛県
<p>スクールバス密集対策事業</p> <p>1,602万円</p> <p>スクールバスの密集対策のために増便するバスの運行経費を支援。</p> <p>■補助内容 密集を避ける感染予防対策として登校便について乗車率を下げよう増便による密集対策を行うもの</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金</p> <p>6,344万円</p> <p>道路運送法に基づく公共交通事業者の運行継続に要する額の一部を補助することにより、市民の足を確保。</p> <p>■対象事業者 ・市内を運行する一般バス路線を有するバス運行事業者 ・市内に事業所を有する法人または個人タクシー事業者（福祉タクシーを除く）</p> <p>■補助内容 バス： 390千円/路線 タクシー： 65千円/台</p>	<p>デジタル技術を活用した持続可能な地域公共交通の推進</p> <p>4.46億円</p> <p>持続可能な地域公共交通の実現に向けて、公共交通事業者のデジタル技術を活用した利便性向上に資する取組を支援。</p> <p>■補助内容 ICカードのポイントサービス導入による乗継割引、混雑データ・運行データの整備・配信等 ・民間路線バス：114,000千円 ・京都市営バス、京都市営地下鉄：332,000千円</p>	<p>今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資への支援</p> <p>4.26億円</p> <p>公共交通事業者が行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に係る経費の一部を支援。</p> <p>■対象事業者 バス、旅客船、タクシー事業者</p> <p>■補助対象 ・環境（省エネ）対策 ・デジタル化対策</p> <p>■補助率 補助対象経費の2/3</p>	<p>交通・運輸燃油高騰対策事業</p> <p>10億円</p> <p>コロナ禍の利用低迷に加え、燃油価格の高騰による厳しい経営を強いられている公共交通利用者及び運輸事業者を支援。</p> <p>■対象事業者 輸送収入が減少した県内公共交通事業者、トラック事業者</p> <p>■補助内容 ・鉄軌道事業者10～20万円/両 ・乗合バス事業者10万円/台 ・航路事業者120～1,000万円/隻 ・トラック事業者2.5～5.2万円/台</p>

地方創生臨時交付金の主な活用事例(R4予備費分:原油価格高騰対策)

山形県東根市	茨城県取手市	愛知県	鳥取県	沖縄県
<p>燃料費高騰対策等事業継続支援金</p> <p>1.94億円（※内数）</p> <p>燃油調達コストの増加が経営に影響を及ぼしている事業者、特に燃料費高騰の影響を大きく受ける運輸関連事業者に支援金を交付。</p> <p>■対象事業者・補助内容 ・大型トラック 3万円/台 ・中型以下 2万円/台 ・貸切バス 3万円/台 ・タクシー：代行 2万円/台</p> <p>※個人事業主や中小企業に対する燃料費支援に要する額を含む</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援事業補助金</p> <p>2,000万円</p> <p>将来にわたる地域公共交通等の安定的な運行及び市民生活に必要な移動手段の維持のため、原油価格など物価の高騰を受けている地域公共交通等を担う事業者を支援。</p> <p>■対象事業者・補助内容 ・市内又は県地域公共交通確保維持改善計画の地域間幹線系統を運行する路線バス事業者 1,000千円/1ルート ・市内に本社のある貸切バス事業者又はタクシー事業者 1,000千円/社 ・関東鉄道常総線を運行する鉄道事業者 1,000千円</p>	<p>燃油価格高騰対策支援金</p> <p>5.2億円</p> <p>2022年4月～9月までの燃料費・電気料金上昇分相当額として定額の支援金を交付。</p> <p>■対象事業者・補助内容 ①県内乗合バス事業者 233千円/台 ②県内鉄軌道事業者 4.97円/1kWh ③県内タクシー事業者 27千円/台 ④県内定期航路事業者</p>	<p>燃油高騰対策事業補助金</p> <p>4,800万円</p> <p>燃費向上に資する車両維持に係る費用相当額及びエコタイヤ等導入に係る費用を補助。</p> <p>■対象事業者 バス、タクシー事業者</p> <p>■補助内容 ・燃費向上に資する車両維持に係るメンテナンス費用相当額（バス6万円/台、タクシー2万円/台） ・エコタイヤ等導入に係る支援（タイヤ1本当たり2,000円）</p>	<p>交通事業者安全・安心確保支援事業</p> <p>3.1億円</p> <p>コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた公共交通事業者に対して、運行継続を支援するため支援金を支給。</p> <p>■対象事業者 公共交通事業者（路線バス、法人・個人・福祉タクシー、離島航路事業者）</p>

地方創生臨時交付金の活用事例(物流:R4予備費分)

福島県	新潟県長岡市	広島県広島市	福岡県大牟田市	沖縄県
地域公共交通等運行継続緊急支援事業	運送事業者支援金	原油価格高騰に伴う公共交通事業者等への支援	運送事業者等支援金	交通事業者安全・安心確保支援事業
11.8億円	1.23億円	17.3億円	2,600万円	3.3億円
新型コロナウイルス感染拡大、燃料価格の高騰により地域公共交通の事業継続が困難な状況になっていることから、交通・運輸事業者の事業継続を支援。	市民の生活やあらゆる産業を支える貨物運送事業の営業継続を支援。	原油価格高騰による影響を受け厳しい事業環境にある公共交通事業者等に、応援金を支給する実行委員会に対し、その取組に要する経費を補助。	事業継続支援のため、対象車両の台数に応じて給付	コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた運送事業者に対して、運行継続を支援。
■対象事業者 県内に本社又は営業所を置く地域公共交通事業者及び運送事業者 ■補助内容 ①路線(高速)バス200千円/台 ②貸切バス100千円/台 ③タクシー50千円/台 ④運転代行15千円/台 ⑤トラック20千円/台	■対象事業者 市内に本社・支店・営業所等を有する一般貨物自動車運送事業者 ■補助内容 市内に配置登録のある営業用車両1台当たり5万円 ※1事業者当たり上限100万円	■対象事業者 市内に主たる営業所を置くバス、タクシー、トラック、旅客船の事業者等 ■補助内容 燃料費上昇相当額の1/2	■対象事業者 ①貨物自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業 ④自動車運転代行業 ■補助内容 ①・②対象車両20千円/台 ③・④対象車両10千円/台	■対象事業者等 貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業を営んでいる事業者 ■補助内容 支援金を支給

地方創生臨時交付金の主な活用事例(R3補正繰越分)

北海道七飯町	山形県酒田市	茨城県土浦市	福井県越前市	島根県大田市	熊本県菊陽町
七飯町地域公共交通事業者車内広告掲載事業	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等運行継続補助金	令和4年度土浦市地域交通関連事業者運行継続緊急支援事業	タクシー事業者持続化補助金	大田市交通系ICカード整備支援事業	ワクチン接種移動支援事業
約400万円	1,400万円	約2,100万円	220万円	約2,000万円	約70万円
町内への観光誘客促進を図る広告ステッカーを掲載した営業車両を保有する公共交通事業者へ支援金を交付	新型コロナ、燃料価格高騰の影響を受けているバス、タクシー事業者等に対し、保有台数に応じて支援	新型コロナによる影響を受けながらも市民の移動手段の確保に努める公共交通事業者に対し、補助金を交付し運行継続を支援	市内のタクシー事業者について、電気自動車等の導入及び人材確保に対する支援を実施	利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステムの導入を支援	新型コロナウイルスワクチンの接種率向上を図るため、接種会場までの高齢者等の移動支援を実施
■支援金額 車両1台につき1か月2,200円 ■広告掲載期間 令和4年5月1日～5年3月31日	■補助額 乗合バス:10万円/1台 貸切バス:5万円/1台 タクシー:3万円/1台	■補助対象事業者 市内交通関連事業者 ■補助額 乗合バス:75千円/1台 貸切バス:50千円/1台 タクシー:25千円/1台	■対象者 市内タクシー事業者 ■補助額 ・新車1台につき40万円 ・中古車1台につき25万円 ・二種免許取得者1人につき20万円	■補助対象事業者 市内路線バス事業者 ■補助率 事業費の1/3以内	■補助対象者 令和4年度中に65歳以上に達する高齢者、身体障害者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳A1又はA2の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

宮城県	神奈川県	新潟県新潟市	山口県	高知県高知市	長崎県
宮城県定時定路線・生活維持支援金	地域公共交通事業者感染症対策支援事業費	バス・タクシー事業者緊急支援事業	公共交通事業者継続支援事業	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金
約3.6億円	約6.0億円	約1.4億円	約5.8億円	1.5億円	約4.5億円
コロナの影響により経営に大きな影響が生じている交通事業者に対して事業継続を支援	地域生活や経済活動を支える交通事業者に対し、消毒に係る経費を支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している公共交通事業者に対して支援金を交付	公共交通事業者の事業継続に向け、車両・船舶の維持経費や感染症対策経費を補助	日曜・祝日に市内全線のバス、電車及びデマンド型乗合タクシーの運賃を無料にし、利用促進を図る。	ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する補助
■補助額 法人タクシー :10万円 +1万円/台 個人タクシー :10万円 乗合バス :20万円/台 阿武隈急行 :7500万円	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 乗合バス :8万円/台 タクシー :2万円/台	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 ・乗合バス 1社当たり:50万+ 車両台数×10万 ・法人タクシー 1社当たり:25万+ 車両台数×4万 ・個人タクシー 車両台数×4万	■補助率 10/10	■補助対象 運賃相当額・効果測定費用・広告費・車両備品等、利用促進費用(関連イベント開催等)	■補助内容 国の3次補正予算で実施する実証運行について、補助対象経費の1/2を支援

埼玉県三郷市	石川県金沢市	岡山県	広島県	長崎県新上五島町	
高齢者移動支援事業	妊産婦移動支援事業	公共交通利用回復・需要創出事業費	離島航路事業者継続支援事業	地域公共交通燃油費高騰緊急支援事業	新上五島町交通事業者継続支援金
約2.1億円	約5,200万円	500万円	4,500万円	約1.3億円	約2,000万円
コロナ禍で移動に制限を受けている高齢者の日常生活等における移動を支援	コロナ禍で移動に制限を受けている妊産婦の検診や日常生活等における移動を支援	まちなかの商店街等での買い物客に対して、バス・電車を平日昼間に利用できるお帰り乗車券を配布	離島航路維持や感染症対策等に係る経費の一部を支援	燃油費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対して、影響額の一部を緊急的に補助	新上五島町と本土とを結ぶ補助航路対象外航路のうち、一定の条件を満たした航路を支援
■補助内容 市内タクシー利用券の配布 1人5,000円 (500円券×10枚)	■補助内容 市内タクシー利用券の配布 1人20,000円 (500円券×40枚)	■補助内容 買い物客が平日昼間に利用できるお帰り乗車券を配布	■対象事業者 離島補助航路運航事業者	■対象事業者 バス、 旅客船、 タクシー ■補助額 燃油費高騰前の令和3年9月を基準とし、10月以降の高騰影響額の1/2を補助	■補助内容 補助航路対象外航路で40%以上減収した新上五島町と本土の2地点を結ぶ航路を対象に一隻あたり500万円を交付。(高速船。有川～長崎航路 2隻、鯛ノ浦～長崎航路 2隻)
■対象者 65歳以上の高齢者 ※市内在住者	■対象者 妊婦の方 ※基準日までに母子健康手帳の交付を受けた方				

青森県黒石市	宮城県気仙沼市	宮城県多賀城市	長崎県島原市
黒石市燃油価格高騰対策支援金	原油高騰対策に係る運送事業者支援金	原油高騰対策運送事業者等支援金	しまばら型自動車運輸事業者支援事業(車両維持支援金)
614万円	1,860万円	2,250万円	1,374万円の内数
燃油価格高騰の影響を受けた市内の運送事業者等に対し、事業継続のための支援金を交付	市内の運送事業者等に対し、事業用車両の運行に要した燃料の購入費用の一部を支援	市内の運送事業者等に対し、事業に要した燃料購入費用の一部を支援	運送事業者等に対し、事業の継続に必要な車両の維持を支援
■対象事業者 市内に本店又は主たる事業所を置く事業者 ①貨物自動車運送事業 ②貨物利用運送事業 ③タクシー事業 ④自動車運転代行業	■対象事業者 市内に本店又は営業所を有する運送事業者 ①トラック運送事業者 ②バス事業者 ③タクシー事業者 ④運転代行事業者	■対象事業者 市内で事業を営む中小企業、個人事業主 ①貨物自動車運送事業 ②貸切バス事業 ③タクシー事業 ④自動車運転代行業	■対象事業者 トラック、乗合・貸切バス、タクシー、運転代行事業者 ■補助内容 保有車両数×単価(上限30万円) 【単価】 ・営業用軽四貨物車0.6万円 ・トラック(事業用)2.5万円
■補助内容 1事業者につき20万円(定額) ※1回限り	■補助内容 購入した燃料(軽油、ガソリン、LPガス等)1ℓ当たり3円 ※令和3年10月～令和4年3月のうち、いずれか3か月間に購入した燃料が対象	■補助内容 令和3年10月～令和4年3月までのうちいずれかの3か月間において、購入した燃料の合計1ℓ当たり3円	

富山県	徳島県	福島県いわき市	栃木県鹿沼市	沖縄県うるま市
公共交通運行協力支援事業	公共交通利用回復支援事業	いわき版MaaS推進事業	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	タクシー利用促進チケット事業
約7.2億円	約4.2億円	6億円	約550万円	約3500万円
減便を控えて運行を維持する交通事業者を支援	事業継続のため、車両維持費を支援	公共交通事業者の事業継続に向け、安全運行や利用促進を支援	タクシー配車&おつかいタクシーMaaSプロジェクト等を支援	新型コロナウイルスワクチン接種対象者(高齢者等)の接種会場までの移動を支援
■対象事業者 鉄軌道 乗合バス	■対象事業者 タクシー 高速バス 貸切バス ■補助額 タクシー :17万円/台 高速バス :50万円/台 貸切バス :50万円/台	■補助内容 ・鉄道や路線バスの混雑解消のための増車への支援等 ・県内公共交通機関等の需要を喚起するプレミアム交通券の発行等	■補助額 ・コミュニティバス、デマンドバス :運賃無料 ・タクシー :料金から自己負担額(1,000円/回)を差し引いた額を支給	■補助内容 市内飲食店等で一定額以上を消費した場合に帰りのタクシーチケット(560円分、当日限り有効)を交付

地方創生臨時交付金の主な活用事例(R2第1次・第2次補正分:都道府県)

青森県	秋田県	奈良県	島根県	宮崎県	
<p>地域公共交通基盤維持特別対策事業費</p> <p>約4.8億円</p> <p>交通事業者への奨励金の給付や線路や船体などの維持費への支援</p>	<p>地域公共交通等利用促進緊急対策事業</p> <p>約2.6億円</p> <p>①車両数に応じた補助等 ②地域交通乗って応援!キャンペーン</p>	<p>奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金</p> <p>約2億円</p> <p>旅行者と観光事業者(交通事業者含む)の安心・安全を確保することを目的とした、感染症予防のための取組を支援</p>	<p>公共交通設備整備等支援事業</p> <p>約1.2億円</p> <p>感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成</p>	<p>みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業</p> <p>約2.4億円</p> <p>公共交通事業者等と県による「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」を展開し、公共交通利用促進</p>	<p>公共交通事業者等特別利子補給事業</p> <p>約3000万円</p> <p>厳しい経営環境にある交通事業者の資金繰りを支援するため、利子補給を実施</p>
<p>■補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域路線バス ・民営鉄道 ・フェリー 	<p>■①補助対象・額</p> <p>バス:20万円/台 タクシー:5万円/台 三セク鉄道: 安全対策費</p> <p>■②補助対象</p> <p>貸切バス・貸切タクシー・三セク鉄道貸切列車:運賃・料金の1/2を助成</p>	<p>■補助対象</p> <p>感染症拡大防止対策に要する備品(サーモグラフィ、非接触検温器、パーティション、自動手指消毒器等)の購入・設置に係る経費</p> <p>■補助率</p> <p>2/3(上限400万円)</p>	<p>■補助対象</p> <p>交通系ICカード導入 経費、Wi-Fi設置費等</p> <p>■補助率</p> <p>1/6~2/3</p>	<p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里帰り利用促進支援 ・県民利用促進支援 ・プロモーション 	<p>■融資枠</p> <p>30億円(1事業者当たり24億円を上限)</p> <p>■利子補給率</p> <p>1.4%以内</p>

地方創生臨時交付金の主な活用事例(R2第1次・第2次補正分:市町村)

北海道釧路市	茨城県ひたちなか市	岐阜県郡上市	高知県高知市	広島県広島市	沖縄県名護市
<p>修学旅行・合宿誘致促進事業補助金</p> <p>約3500万円</p> <p>修学旅行・合宿誘致の支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業</p> <p>約800万円</p> <p>1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助</p>	<p>観光事業者経営安定化補助金</p> <p>約2.9億円</p> <p>貸切バス・タクシーを含む観光事業者の施設固定費を補助</p>	<p>高知市旅客運送事業者経営維持給付金</p> <p>約3.7億円</p> <p>交通事業者に支援金を給付</p>	<p>バス、路面電車などの交通事業者への支援</p> <p>約8億円</p> <p>交通事業者に対し、PASPY(広島県交通系ICカード)による運賃割引に要する経費を補助</p>	<p>交通弱者買物支援事業</p> <p>約4000万円</p> <p>日用品及び必需品等の買い物のタクシー移動を支援</p>
<p>■補助対象</p> <p>釧路市内の貸切バス事業者を利用し、かつ、釧路市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものが対象</p> <p>■補助額</p> <p>1日1両あたり5万円を助成</p>	<p>■補助事業者</p> <p>ひたちなか海浜鉄道および茨城交通</p> <p>■補助対象</p> <p>割引分経費</p>	<p>■補助対象</p> <p>施設固定費(光熱水費、通信費、賃借料)</p> <p>■補助率</p> <p>2分の1(上限/月) 法人150万円 個人10万円</p>	<p>■補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス:35万円/台 ・高速バス、貸切バス、路面電車、タクシー:25万円/台 	<p>■補助率</p> <p>2/3</p> <p>■対象期間</p> <p>令和2年7月~3年3月</p>	<p>■補助額</p> <p>初乗料金 1回:560円 ※上限4回</p>

